

第5章 武力攻撃災害への対処等

第1節 生活関連等施設の安全確保

1 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合に、生活関連等施設¹の安全に関する情報、対応状況等の把握に努める。

2 市長が管理する施設の警備の強化等

市は、武力攻撃災害の発生又はその拡大を防止するため、次のとおり管理する生活関連等施設の警備の強化その他安全の確保に関し、必要な措置を講じる。

(1) 対象

ア ガス工作物

ガス事業法第2条第13項のガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー及びガス精製設備に限り、同条第3項の簡易ガス事業の用に供するものを除く。）

イ 水道施設

水道法第3条第2項の水道事業又は同条第4項の水道用水供給事業の用に供する取水、貯水若しくは浄水のための施設又は配水池であって、これらの事業のため1日につき10万立方メートル以上の水を供給する能力を有するもの

ウ 危険物質等の取扱所

国民保護法第103条第1項の危険物質等の取扱所

1 生活関連等施設

国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの

その安全を確保しなければ、周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設

第5章 武力攻撃災害への対処等

(2) 安全確保に関する措置

武力攻撃のおそれが高まった時の措置

- ア 構内に公衆がみだりに立ち入らないよう、柵、塀及び有刺鉄線を点検、補修し強化に努める。
- イ 構内への出入り者の監視、管理を強化する。
- ウ 構内への関係者以外の立入りを禁止する。
- エ 構内の巡視、点検を強化する。
- オ 警備員の増強を図る。
- カ 県警察へ事業所及び事業所敷地周辺部の警備を要請する。
- キ 不測事態への対応手順の確認をする。
- ク 特にガス工作物においては、防消火設備を増設する。
- ケ 特に水道施設においては、応急復旧体制や応急給水体制について確認する。
- コ 水道施設においては、水源の監視を強化する。
- サ 危険物質等の取扱所においては、危険物の流出及び拡散の防止、流出した危険物の除去その他災害の発生の防止のための対応手順を確認する。
- シ 備品、薬品の管理を強化する。
- ス 施設関係図面の管理を徹底する。
- セ 水質管理の徹底、監視を強化する。

3 市長が管理するその他の施設の警備の強化等

市は、本節2 - (1)に定める以外の生活関連施設について、本節2 - (2)に準じた安全確保に関する措置を講じるものとする。

4 所轄警察署、消防機関等に対する支援依頼

市長は、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、その管理に係る生活関連等施設の安全の確保のために必要な支援を求めるものとする。

5 消防機関による支援

消防機関は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあった場合は、指導、助言、資機材の提供、職員の派遣等必要な支援を行う。なお、管理者から支援の求めがない場合でも、必要と認めた場合は支援を行う。

第2節 危険物質等に係る災害への対処

1 危険物質等に係る災害防止のための措置

市長は、引火又は空気中への飛散等により、人の生命、身体又は財産に対する危険が生ずるおそれがある次の危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため必要があると認めるときは、本節2から本節4までに定める措置を講じる。

種別	対象
(1) 危険物	消防法第2条第7項の危険物（同法第9条の4の指定数量以上のものに限る。）
(2) 毒物、劇物	毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同条第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取扱者が取り扱うものに限る。）
(3) 火薬類	火薬類取締法第2条第1項の火薬類
(4) 高圧ガス	高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（同法第3条第1項各号に掲げるものを除く。）
(5) 核燃料物質等	原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質及びこれによって汚染された物（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第64条第1項に規定する原子力事業者等が所持するものに限る。）
(6) 核原料物質	原子力基本法第3条第3号に規定する核原料物質（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8第1項第3号に規定する核原料物質を除く。）
(7) 放射性同位元素等	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素及び同法第1条に規定する放射性汚染物（同法第32条に規定する許可届出使用者等（同法第28条第7項の規定により同項の許可届出使用者、表示付認証機器使用者、届出販売業者、届出賃貸業者または許可廃棄業者とみなされる者および当該みなされる者から運搬を委託された者を含む。）が所持するものに限る。）
(8) 毒薬、劇薬	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第44条第1項の毒薬及び同条第2項の劇薬（同法第46条第1項の薬局開設者等が取り扱うものに限る。）
(9) 事業用電気工作物内の高圧ガス	電気事業法第38条第3項の事業用電気工作物（発電用のものに限る。）内における高圧ガス保安法第2条の高圧ガス（当該事業用電気工作物の外にあるとしたならば同法の適用を受けることとなるものに限る。）
(10) 生物剤、毒素	細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止ならびに廃棄に関する条例等の実施に関する法律第2条第1項に規定する生物剤及び同条第2項に規定する毒素（業としてこれらを取り扱う者が取り扱うものに限る。）
(11) 毒性物質	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律第2条第1項の毒性物質（同法第7条第1項の許可製造者、同法第12条の許可使用者、同法第15条第1項第2号の承認輸入者及び同法第18条第2項の廃棄義務者並びに同法第24条第1項から第3項まで（同法第26条及び第27条において準用する場合を含む。）又は同法第28条の規定による届出をした者が所持するものに限る。）

第5章 武力攻撃災害への対処等

2 危険物質等取扱所の警備の強化

市長は、危険物質等の占有者、所有者、管理者その他の危険物質等を取り扱う者（以下「危険物質等の取扱者」という。）に対し、危険物質等取扱所の警備の強化を求めるものとする。その際、県に対しその措置を講じたことを報告する。

3 措置の要請

市長は、本節1 - (1)に定める危険物のうち、市域に設置される製造所、貯蔵所又は取扱所において、貯蔵し、又は取り扱うものについて、緊急の必要があると認めるときは、危険物の取扱者に対し、次の措置を講ずべきことを命ずるものとする。

- (1) 消防法第12条の3に基づく、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限
- (2) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時停止又は制限
- (3) 国民保護法施行令第29条に基づく、危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄。ただし、この措置には、指定行政機関及び地方公共団体が行う武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第2条第7号の対処措置の用に供する危険物質等に係る措置は含まない。

4 報告の求め

市長は、本節3の措置を講ずべきことを命ずるため必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の管理状況について報告を求める。

第3節 石油コンビナート等に係る災害への対処

武力攻撃に伴って発生した福井臨海地区石油コンビナート等特別防災区域に係る災害に関しては、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）の規定を適用して対処する。このため、運用は『福井県石油コンビナート等防災計画』及び『福井市地域防災計画』の定めによる。

なお、当該計画で定める災害応急措置等に関連して、国民保護法第104条により読み替えた石油コンビナート等災害防止法の関係条文は次のとおりである。

（異常現象の通報義務）

第23条 特定事業所においてその事業の実施を総括管理する者は、当該特定事業所における出火、石油等の漏洩その他の異常な現象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その旨を消防署又は市町村長の指定する場所に通報しなければならない。

2 消防署長又は市町村長は、前項の通報を受けた場合には、直ちに、当該市町村の国民の保護に関する計画及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、その旨を都道府県知事、石油コンビナート等防災本部、警察署、海上警備救難機関その他の関係機関に通報しなければならない。

（自衛防災組織等の災害応急措置）

第24条 特定事業者は、その特定事業所において前条第1項に規定する異常な現象が発生したときは、直ちに、防災規程、共同防災規程及び石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、当該特定事業所の自衛防災組織及び共同防災組織に災害の発生又は拡大の防止のために必要な措置を行わせなければならない。

2 前項の特定事業所が所在する特別防災区域の他の特定事業者は、石油コンビナート等防災計画（特定事業者が指定公共機関又は指定地方公共機関である場合にあっては、その国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画）の定めるところにより、その特定事業所の自衛防災組織を派遣する等同項の特定事業所における災害の拡大の防止に協力しなければならない。

（災害応急措置の概要等の報告）

第26条 特定地方行政機関（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第9条に規定する国の行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるものをいう。以下同じ。）の長、都道府県知事、市町村長、特定事業者その他法令の規定により特別防災区域に係る災害の発生又は拡大を防止するために必要な措置を実施する責任を有する者は、発生した災害の状況及びその実施した措置の概要について、それぞれその国民の保護に関する計画又は国民の保護に関する業務計画及び石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、都道府県知事及び石油コンビナート等防災本部に逐次報告しなければならない。

第4節 放射性物質等による汚染の拡大の防止

1 汚染の拡大を防止する措置

市長は、武力攻撃に伴って、放射性物質、放射線、サリン等若しくはこれと同等以上の毒性を有すると認められる化学物質、生物剤、毒素又は危険物質等による汚染（以下「汚染」という。）が生じ、知事から協力の要請をされた場合において、特に必要があると認めるときは、関係機関と連絡調整を行った上で次の措置を講じる。

対象物件等	措置
1 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 (1) 移動の制限 (2) 移動の禁止 (3) 廃棄
2 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 (1) 使用の制限又は禁止 (2) 給水の制限又は禁止
3 死体	(1) 移動の制限 (2) 移動の禁止
4 飲食物、衣類、寝具その他の物件	(1) 廃棄
5 建物	(1) 立入りの制限 (2) 立入りの禁止 (3) 封鎖
6 場所	(1) 交通の制限 (2) 交通の遮断

2 名あて人に対する通知

市長は、本節1表中1から4の措置を講じるときは、当該措置の名あて人に対し、次の事項を通知する。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、当該措置の後相当の期間内に、当該措置の名あて人に通知するものとする。

- (1) 当該措置を講じる旨
- (2) 当該措置を講じる理由
- (3) 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は死体
- (4) 当該措置の対象となる時期
- (5) 当該措置の内容

3 措置の内容等の掲示

市長は、本節1表中5から6の措置を講じるときは、適当な場所に次の事項を掲示する。

ただし、当該措置を講ずべき差し迫った必要がある場合は、現場における指示をもって、当該措置の掲示に代えるものとする。

- (1) 当該措置を講じる旨
- (2) 当該措置を講じる理由
- (3) 当該措置の対象となる建物又は場所
- (4) 当該措置の対象となる時期
- (5) 当該措置の内容

4 措置に必要な土地等への立ち入り

市長は、本節1の規定による措置を講じるため必要があると認めるときは、市の職員に他人の土地、建物その他の工作物又は船舶若しくは航空機（以下、この節において「土地等」という。）に立ち入らせることができる。

なお、市の職員に、他人の土地等に立ち入らせようとするときは、あらかじめその旨を当該土地等の占有者又は所有者に通知する。

他人の土地等に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

5 安全の確保

市長は、その職員が汚染の拡大を防止する措置に従事するに当たり、安全の確保に関し十分配慮する。

第5節 災害拡大の防止措置

1 市長による指示

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害が発生した場合においてこれを拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、武力攻撃災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。

2 指示の要請

市長は、必要に応じて、警察署長又は海上保安部長等に対して、本節1の規定による指示の要請をするものとする。

第6節 退避の指示

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、武力攻撃災害から、住民の生命、身体若しくは財産を保護し、又は武力攻撃災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民に対し、退避（屋内への退避を含む。）をすべき旨を指示する。この場合において、必要があるときは、その退避先を指示する。

また、市長は、退避の指示をしたときは、速やかに、その旨を知事に通知する。

<市長が退避の指示をする例>

国に武力攻撃が発生したという情報が伝わる前に、実際に武力攻撃が始まり、住民の安全確保を図る上で、国からの住民避難の指示を待たずに、一刻も早く危険な地域から避難させることが必要となる場合

(2) 住民への周知

市長は、退避の指示を行った場合は、消防機関の協力を得て、防災同報無線の屋外サイレン、広報車等により住民に退避することを呼びかける。

(3) 退避の指示の解除

市長は、退避の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示し、速やかにその旨を知事に通知する。

2 警察官等による退避の指示

市長は、必要に応じて、警察官又は海上保安官に退避の指示をすることを要請するものとする。

第7節 警戒区域の設定

1 市長による設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、武力攻撃災害への対処に関する措置を講じる者以外の者に対し、警戒区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該警戒区域からの退去を命ずることができる。

<市長が警戒区域を設定する例>

ミサイル攻撃により発生した火災が人家に迫っている場合や、不発弾が落ちていつ爆破するか分からないという場合

2 警察官等による区域の設定

市長は、必要に応じて、警察官又は海上保安官に対して、警戒区域を設定することを要請するものとする。

第8節 消防に関する措置等

1 消防機関との連携

市は、消防機関が武力攻撃災害を防除するため、円滑に消火、救急救助等の活動を行うことができるよう、消防機関と緊密な連携を図る。

2 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職団員の活動上の安全に配慮しつつ、消火、救急救助等の活動を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防局及び消防署は、その装備、資機材、人員、技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ、地域の実状に即した活動を行う。

3 消防に関する措置

(1) 市が被災している場合

- ア 市は、区域内における消火活動及び救急救助活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるものとする。また、市長は、必要に応じて国や他の地方公共団体の長等に応援を要請する。
- イ 市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行われるよう、知事と連携し、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど消防の応援の受け入れに関して必要な事項の調整を行う。

(2) 市が被災していない場合

市長は、被災地方公共団体の長等からの応援要請若しくは指示、消防庁長官からの指示又は相互応援協定等に基づき、消火活動及び救急救助活動の応援を迅速かつ円滑に実施する。

4 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、傷病者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について、医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

5 安全の確保

(1) 安全の確保のための措置

市長は、消火活動及び救急救助活動等を行う要員に対し、二次被害が生じることのないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

その際、市長は、必要により現地に職員を派遣し、関係機関とともに現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

(2) 情報の収集及び提供等

市長は、市が被災していない場合で、知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、必要な防護資機材・設備・薬剤などに関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

(3) 消防団が行う活動

消防団は、施設、装備、資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携しその活動支援を行うなど、団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

(4) 特殊標章等の交付

市長、消防長又は水防管理者は、特に現場で活動する消防職団員、水防団員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させる。

第9節 防疫対策

1 防疫対策の実施

市は、武力攻撃災害に伴う生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等に起因する感染症の発生及びまん延を防止するため、被災地及びその周辺の防疫を実施する。この場合において、市の被害が甚大で市単独では実施不可能である場合、県に応援を求める。

(1) 情報の収集及び防疫活動の体制整備

市は、県健康福祉センター等の関係機関と連携し、被災地の状況を把握するとともに、被災の規模及び態様に応じて、迅速な防疫活動ができる体制を整備し、所要の動員計画を定め、必要に応じて適切な行動を行うものとする。

(2) 予防教育及び広報

市は、パンフレットの配布や報道機関等の協力を得て、予防教育及び広報活動を行う。

(3) 感染症予防対策の実施

市は、感染症の発生及びまん延を未然に防止するため、避難施設又は衛生状態の悪い地区を中心に、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の感染症予防対策を実施する。

(4) 検病調査及び健康診断

市は、県が検病調査班を編成して行う検病調査及び健康診断に対して、詳細な現況報告等について協力する。この場合の調査は、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対して重点的に実施する。

(5) 感染症発生時の対策

市は、被災地において感染症患者又は病原体保有者が発生したときは、家屋、台所、便所、排水溝などの消毒を実施する。

(6) 臨時予防接種

市は、県が実施する臨時予防接種の実施に協力する。

(7) 知事の指導及び指示

知事が感染症の予防上必要と認めて、感染症の病原体に汚染された場所の消毒、ねずみ族又は昆虫等の駆除等の指示を行った場合、市長は、被災の規模、態様に応じ、その範囲及び期間を定めてこれを速やかに実施する。

第5章 武力攻撃災害への対処等

(参考) 防疫活動の実施方法(例)

消毒	(1) 汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などは、逆性石けん液やクレゾール石けん液などの消毒薬を状況に応じて用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。 (2) 給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、次亜塩素酸ナトリウムを使用する。
駆除	汚染地域の蚊、はえ等の発生場所に対する薬剤の散布及び発生原因の除去を行う。必要に応じ、ねずみ族及び昆虫等の駆除を行う。

2 食品衛生の監視指導

市は、被災地における食品関係業者及び臨時給食施設の実態を把握し、被災者に対して安全で衛生的な食品が供給されるよう県が実施する衛生監視指導等に協力する。

(1) 食中毒等事故発生の防止

市は、県健康福祉センターその他関係機関との密接な連携をとり、食中毒等事故の発生の防止に努める。

(2) 不良食品の販売供給の防止

市は、県健康福祉センターが実施する乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店などの重点的監視及び保存又は製造されている食品の検査に協力し、不良食品の販売供給の防止に努める。

(3) 弁当等の供給時の措置

市は、避難所への弁当等の供給に当たって、食中毒発生防止のため、次の措置を講じる。

- ア 温度管理に留意し、弁当等を搬送する。
- イ 早期飲食のため、弁当等の搬送時間を調整する。
- ウ 避難者等に対し、早期飲食を指導する。

3 家畜の防疫

市は、県が実施する、被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況に関する調査及び防疫に協力するものとする。

4 報告及び記録の整備

(1) 防疫に関する報告及び記録

市長は、防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録を整備保存する。

- ア 災害防疫活動状況報告書
- イ 防疫経費所要金額及び関係書類
- ウ 各種防疫措置の指示命令に関する書類
- エ 防疫作業日誌（作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省その他参考事項を記載する。）

(2) 予防接種等に関する書類等の保存

市は、防疫のため、予防接種等を行った場合は、次の書類、帳簿等を整備保存する。

- ア 清潔及び消毒状況記録簿
- イ 隔離状況記録簿
- ウ 防疫薬品資材受払簿
- エ 臨時予防接種状況記録簿
- オ 防疫関係支払証拠書類及び備蓄薬品等払出証拠書類
- カ 防疫関係機械器具修繕費支払簿

第10節 廃棄物対策

1 実施責任者

市長は、被災地におけるごみ及びし尿の収集、運搬、処分などの廃棄物処理を実施する。この場合において、市単独で実施できないときは、県や他の市町からの応援を得て実施する。

2 ごみ等の処理

(1) 処理体制

ア 市は、被災地のごみ等（廃棄物のうち、し尿及び動物の死体を除く。以下同じ。）の発生状況と、収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

イ 市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

ウ ごみ等の処理は、可能な限り現有的体制で実施するが、市の処理能力以上のごみの排出量が見込まれ、市のみでは対応ができない場合は、市長は、人員の派遣や処理施設の使用などについて、知事又は近隣市町長へ応援を要請する。

エ 市長は、環境大臣が、生活環境の悪化を防止することが特に必要と認めて指定した特例地域においては、許可を受けていない者に、特例基準¹で定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせるものとする。

この場合、これらの者により、特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示するものとする。

1 特例基準

環境大臣が定める、廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準並びに廃棄物の収集、運搬又は処分を市町村以外の者に委託する場合の基準

(2) 処理方法

ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立て等の環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

また、倒壊家屋等の除去作業については、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配慮する。

3 し尿処理

(1) 処理体制

市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。特に、仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。

機材、人員が不足する場合には、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

(2) 処理方法

ア 収集運搬

被災の状況に応じて集中的に簡易便所を配置するとともに、し尿処理委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、し尿を能率のかつ衛生的に収集し処理場に運搬する。

ただし、収集を要するし尿の量が、し尿処理委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、県及び関係機関に応援を要請し、清掃車（バキュームカー）及び作業員を確保して収集運搬するものとする。

イ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の処理と同様に、し尿処理施設において衛生的に処理するものとするが、一時的に大量のし尿が運搬され、し尿処理施設の処理能力を超える場合は、県を通じて近接の市町長に依頼し、依頼先の処理施設に搬入し処理するものとする。

ただし、被災が広域にわたり、かつ感染症が発生するなど、緊急処理を要する場合で、他市町の処理施設を利用して処理する時間的余裕がないときは、処理施設選定基準により選定し、確保した処理施設において衛生的に埋没処理するものとする。

4 死亡獣畜処理

死亡獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊などが死亡したもの）の処理は、市及び死亡獣畜所有者が、福井健康福祉センターの指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

(1) 移動できるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

(2) 移動できないものについては、その場で個々に処理する。

(3) いぬ・ねこ・家きん類のへい死したものの処理についても、上記の方法による。

第11節 生活の安定に関する措置

1 生活関連物資等の確保

市は、武力攻撃事態等において、関係業界団体等と連携を図り、次の表に掲げる生活関連物資等の安定供給に努める。

区分	内容	
生活必需物資	飲料水	飲料水、清涼飲料水
	食品	パン類、小麦粉、米、野菜、鮮魚、食肉、鶏肉、牛乳、みそ、醤油、食用油、砂糖、塩、インスタント食品、粉ミルク
	生活必需品	寝具、外衣、肌着、タオル、紙おむつ、ズック靴、洋傘、雨合羽、鍋、釜、食器、ガスコンロ、バケツ、洗剤、マッチ、ローソク、懐中電灯、プロパンガス、灯油、軽油、重油、ガソリン、ティッシュペーパー、トイレトペーパー
	医療品	医療品
災害復旧用資材	亜鉛鉄板、ブリキ板、ベニア板、鉄線、釘、ロープ、セメント、コンクリートブロック、瓦、煉瓦、板ガラス	
災害復旧用器材	ショベル、スコップ、ハンマー、ツルハシ、金づち、のこぎり	
防災業務用薬剤	化学消火剤、油処理剤、その他これに類するもの	
事業用資材	石油、石炭等の原材料、燃料 その他の事業用資材のうち特に必要と認めるもの	

2 物資の需給状況及び価格動向の把握

市は、県及び関係機関と連携し、平常時から生活関連物資等の価格及び需給状況の監視調査を行うとともに、被災地の避難住民等の生活相談を通じてその動向を把握し、必要な指導を行う。

3 生活関連物資等の価格の安定

市長は、生活関連物資が不足、又は高騰し、若しくはそのおそれがある場合は、当該物資の生産、集荷及び販売を業とする者又は関係団体に対して当該物資を円滑に供給し、適正な価格で販売するよう協力を求める。

4 応急復旧に関する支援

(1) 応急復旧

市長は、その管理に係る施設及び設備について武力攻撃災害による被害が発生したときは、応急復旧のため必要な措置を講じる。(詳細については、第6章第1節1に定める。)

(2) 県に対する支援要請

市長は、上記(1)の応急復旧を行うに当たり、高度な技術を要し、また、物資資材が不足し、十分な措置を講じることが困難な場合には、知事に支援を求めるものとする。

第12節 補償及び費用負担

1 収用等の処分に伴う損失補償

市は、次に掲げる処分により通常生ずべき損失を補償する。

- (1) 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う特定物資の収用及び保管命令
- (2) 知事から救援の事務の委任を受け、市長が行う土地、家屋又は物資の使用
- (3) 市長が行う土地、建物その他の工作物の一時使用、又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用

2 損害補償

市は、次に掲げる市の協力要請を受けて国民保護措置の実施に協力をした者が、そのために死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

- (1) 避難住民の誘導又は復帰への協力要請
- (2) 救援への協力要請
- (3) 消火、負傷者の搬送、被災者の救助等への協力要請
- (4) 保健衛生の確保への協力要請

3 損失補てん

市は、次に掲げる県の総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって、市が損失を受けたときは、その損失の補てんを県に請求する。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りでない。

- (1) 県対策本部長が市に対して行う総合調整
- (2) 知事が市長に対して行う避難の誘導又は避難住民の復帰のための措置を行うべきことの指示

4 費用の負担

(1) 費用の負担

市は、国民保護措置その他国民保護法の規定に基づいて実施する措置に要する費用を支弁する。

(2) 他の地方公共団体の長等の応援に係る費用の負担

市長は、他の地方公共団体の長等の応援を受けた場合は、当該応援に要した費用を支弁する。

(参考)

(1) 国の負担

避難、救援及び武力攻撃災害への対処の措置に通常要する費用並びに本節に規定する補償等に要する費用で、市が支弁したものは、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 市の職員の給料及び扶養手当その他国民保護法施行令第48条で定める手当

イ 市の管理及び行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（国民保護措置の実施により増加し、又は新たに必要となったものを除く。）

ウ 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

(2) 共同訓練に係る費用の負担

国との共同訓練に係る費用は、次に掲げる費用を除き、国が負担することとされている。

ア 市の職員の給料及び手当

イ 市の管理及び行政事務の執行に要する消耗品費、通信費その他の費用（訓練の実施により増加し、または新たに必要となったものを除く。）

ウ 市が施設の管理者として行う当該施設の維持管理に通常要する費用

第13節 武力攻撃原子力災害及びNBC攻撃による災害への対処等

1 武力攻撃原子力災害への対処

(1) 発生時の通報

ア 原子力防災管理者が行う通報

原子力防災管理者は、次に掲げる場合には、直ちに放射性物質または放射線が外部に放出され、または放出されるおそれがあると認める事実（以下「放射性物質等の放出等」という。）がある場合には、次のとおり通報することとされている。

また、原子力防災管理者から通報を受けた知事は次のとおり通知することとされている。

(ア) 「武力攻撃事態等」において、「武力攻撃」に伴って、原子力発電所から放射性物質等の放出等がある場合は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、知事、所在市町の長及び所在市町に隣接する市町を包括する府県（以下「関係隣接府県」という。）の長

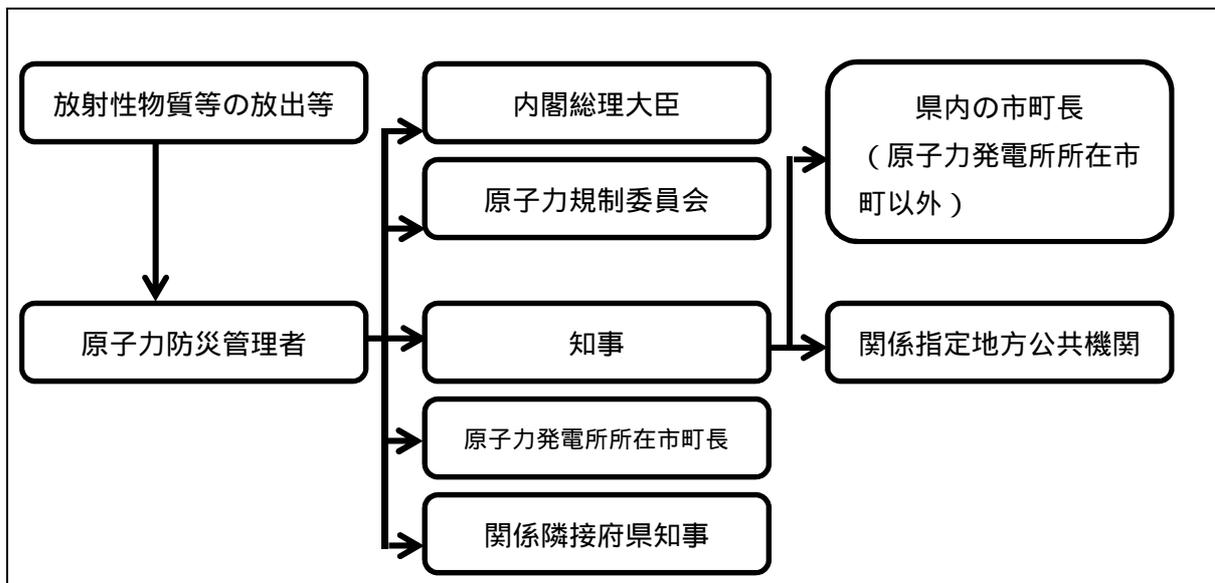


図 通報、通知のフロー

(イ) 「武力攻撃事態等」において、「武力攻撃」に伴って、県内において「事業所外運搬」に使用する容器から放射性物質等の放出等がある場合は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、知事及び当該事実が発生した場所を管轄する市町長

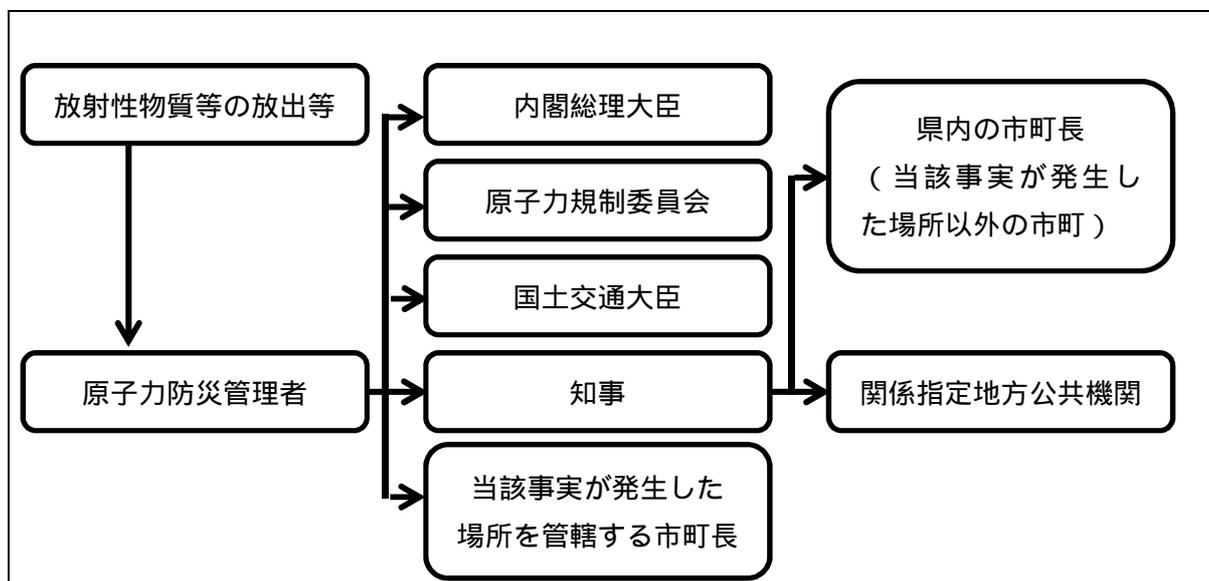


図 通報、通知のフロー

イ 市長が行う通知

市長は、アによる通報又はアによる通報を受けた知事から通知を受けたときは、直ちに、その旨を内閣総理大臣、原子力規制委員会及び知事（事業所外運搬に係る事実の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣及び知事）に通報する。

このほか、「福井市地域防災計画（原子力災害対策編）」の定めにより、住民、関係のある公私の団体及び市の他の執行機関に通知する。

ウ 安全への配慮

市長は応急対策、事後対策、情報の収集等の措置を講じる者の安全の確保に関し、十分配慮する。

エ 原子力事業者への要請

市長は、原子力事業者に対して、事後対策が的確かつ迅速に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を要請するものとする。

(2) 放射性物質等の放出に係る応急対策及び事後対策

放射性物質等の放出等に対するモニタリング体制、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の予防服用、被ばく医療体制、避難の実施、スクリーニング及び除染の実施等については、「福井市地域防災計画（原子力災害対策編）」の定めるところによる。

第5章 武力攻撃災害への対処等

2 NBC攻撃による災害への対処

市は、NBC攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本としつつ、特に、対処の現場における初動的な応急措置を次のとおり講じる。

(1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合において、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講じる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講じる。

(3) 関係機関との連携

市長は、NBC攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又は職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報について報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、NBC攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、それぞれ次の点に留意して措置を講じる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、市は、生物剤を用いた攻撃の特殊性¹に留意しつつ、生物剤の散布等による攻撃の状況について、通常の被害の状況等の把握の方法とは異なる点にかんがみ、保健衛生担当部署

等と緊密な連携を取り合い、感染源及び汚染地域への作業に協力することとする。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 汚染の拡大の防止

本章「第4節 放射性物質等による汚染の拡大の防止」により、汚染の拡大を防止する。

(参考)

1 生物剤を用いた攻撃の特殊性

天然痘等の生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また、発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには既に被害が拡大している可能性がある。